

総財地第 106 号
令和 3 年 5 月 20 日

各都道府県総務部長 }
各指定都財政局長 } 殿

総務省自治財政局地方債課長

「令和 3 年度地方債同意等基準運用要綱」の一部改正について（通知）

このたび、「令和 3 年度地方債同意等基準運用要綱について」（令和 3 年 4 月 1 日付け総財地第 17 号・総財公第 58 号・総財務第 42 号総務副大臣通知）を下記のとおり改めましたので、お知らせします。

おって、貴都道府県内の市区町村にも周知されるようお願いいたします。

記

令和 3 年度地方債同意等基準運用要綱の一部を次のように改正する。

第一の二の 1 の(一)の(4)のアを次のように改める。

ア 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 43 条第 3 項における総務大臣が指定する地方公共団体は、著しく異常かつ激甚な非常災害に係る災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 1 号の徴収金の減免の額と同項第 2 号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの額（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項から第 3 項までに規定する救助が行われた市町村は、当該災害に係る当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものを含む。）との合計額が、当該地方公共団体の標準税収入額の 100 分の 5 に相当する額を超えるものとする。

令和 3 年度地方債同意等基準運用要綱の一部改正 新旧対照表

新	旧
<p>第一 協議等手続に関する事項</p> <p>二 対象事業に関する事項</p> <p>1 通常収支分</p> <p> (一) 一般会計債</p> <p> (4) 災害復旧事業</p> <p> ア 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 43 条第 3 項における総務大臣が指定する地方公共団体は、著しく異常かつ激甚な非常災害に係る災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 1 号の徴収金の減免の額と同項第 2 号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの額（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項から第 3 項までに規定する救助が行われた市町村は、当該災害に係る当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものを含む。）との合計額が、当該地方公共団体の標準税収入額の 100 分の 5 に相当する額を超えるものとする。</p>	<p>第一 協議等手続に関する事項</p> <p>二 対象事業に関する事項</p> <p>1 通常収支分</p> <p> (一) 一般会計債</p> <p> (4) 災害復旧事業</p> <p> ア 災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）第 43 条第 3 項における総務大臣が指定する地方公共団体は、著しく異常かつ激甚な非常災害に係る災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 102 条第 1 項第 1 号の徴収金の減免の額と同項第 2 号の災害予防、災害応急対策又は災害復旧に通常要する費用で当該地方公共団体の負担に属するものの額（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項又は第 2 項に規定する救助が行われた市町村は、当該災害に係る当該市町村の区域における救助に要した費用のうち都道府県が支弁したものを含む。）との合計額が、当該地方公共団体の標準税収入額の 100 分の 5 に相当する額を超えるものとする。</p>